

贈与税の算定方法

【暦年課税】

直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その贈与の年の1月1日において18歳以上＜令和4年3月31日以前は、20歳以上＞の者に限る）については、その贈与財産を「特例贈与財産」とし、特例税率を用いて贈与税の計算をする。それ以外の財産の贈与については「一般贈与財産」とし、一般税率を用いて贈与税の計算をする。

1. 贈与税額（暦年課税）＝基礎控除後の課税価格×税率－控除額

2. 贈与税（暦年課税）の速算表

<特例贈与財産用>

基礎控除後の課税価格	特例税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

<一般贈与財産用>

基礎控除後の課税価格	一般税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

3. 暦年課税の注意点

- 基礎控除

110万円

- 配偶者控除

婚姻期間 20 年以上の夫婦が、居住用不動産やその資金を配偶者に贈与するとき 2,000 万円（別途不動産取得税等はかかる）

- その他

贈与税の非課税財産、みなし贈与財産に注意

個人が法人から贈与を受けた場合は所得税の一時所得等となる

【相続時精算課税制度】

一定の要件に該当する贈与の場合には暦年課税に換え、相続時精算課税制度を選択することができる。これは、贈与時にその贈与財産に対する贈与税を一旦納め、その後の相続時に改めて課税し直し、税額を精算する制度である。

1. 適用要件等

贈与者	60歳以上の親、祖父母
受贈者	18歳（令和4年3月31日以前の贈与を受けた場合は20歳）以上の推定相続人である子（代襲相続人を含む）及び孫
適用財産	贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はない
特別控除額	2,500万円 （前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した特別控除額を控除した残額となる）
基礎控除額	110万円
税額の計算	$[(\text{贈与財産の価額} - \text{基礎控除額}) - \text{特別控除額}] \times 20\%$

2. 相続時精算課税についての注意点

贈与税の申告期限までに「相続時精算課税選択届出書」を提出する。この届出書は撤回することができないので、制度を選択しようとする場合は十分な検討を要する。

基礎控除110万円は、令和6年1月1日以降の贈与から適用する。

【贈与税の注意点】

- 住宅取得資金の非課税制度については、平成27年1月1日から令和8年12月31日まで、一定の要件を満たす場合適用あり。
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予、免除の特例あり。
- 教育資金、結婚、子育て資金の一括贈与の非課税は、一定の手続きをしたものについては、令和7年3月31日まで適用あり。